

神戸市立須磨ヨットハーバー条例第8条第2項の規定により、令和6年6月1日以降の利用料金の額を承認しましたので、同条第3項の規定により公表します。

1.公の施設

神戸市立須磨ヨットハーバー（須磨区若宮町1丁目3番2号及び須磨区若宮町1丁目1番4号）

2.指定管理者

須磨ヨットハーバー運営共同事業体

代表者 株式会社ヤマハ藤田

代表 取締役 藤田 忠久

住所 兵庫県姫路市本町155番地

3.利用料金の額

利用料金の種類	利用料金の額	
駐車場の利用	平日 (7月・8月を除く)	最初の1時間400円 以降1時間毎200円 (当日最大料金700円)
	土日祝及び7月・8月	最初の1時間500円 以降1時間毎500円 (当日最大料金なし)
	須磨ヨットハーバー利用者等	600円/日

備考

1時間未満、1日未満の端数は、それぞれ1時間、1日として計算する。

4.施行日

2024年6月1日